

重要事項説明書

介護老人保健施設シルバーケア若園 入所サービス

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

◇施設名	介護老人保健施設 シルバーケア若園
◇開設年月日	平成16年4月5日
◇所在地	北九州市小倉南区若園3丁目2-7
◇電話／FAX	093-952-5581／093-952-5670
◇施設長名(医師)	永石 節生
◇介護保険指定番号	介護老人保健施設〔4057780183号〕

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話等の介護老人保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること。

また、ご利用者様が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護や介護予防短期入所療養介護といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。ご理解頂いた上でご利用してください。

『介護老人保健施設 シルバーケア若園の運営方針』

地域の老人福祉の拠点となり、介護を必要とする方が生きがいを持って老後を過ごせるよう、通過施設及び利用施設としての入所サービス・短期入所療養介護等の施設サービスと在宅支援サービスとしての在宅要介護老人への積極的なアプローチを大きな二本柱としてサービスを提供します。

(3) 施設の職員体制（施設基準上 必要な数）

	職務の内容	常勤者	日勤者	夜勤者
管理者（医師）	業務の一元的な管理	1名	1名	—
医 師	医学管理(管理者兼務可)	(1名)		—
P T ・ O T	機能回復訓練の指導	1名	1名	—
介護支援専門員	ケアプランの作成、評価、指導	1名	1名	—
支援相談員	ご利用者様・家族への相談業務	1名	1名	—
看護師	心身の健康管理、保健衛生管理	7名	2～3名	1名
入所介護職員	介護業務	15名	6～7名	2名
栄養士	栄養管理・栄養指導	1名	1名	—
事務員	事務・会計業務	適当数	1～2名	—

※ 日勤 08:45 ～ 17:30

(早出 07:30 ～ 16:15、遅出 10:45～19:30)

夜勤 16:30 ～ 09:30

(4) 定員等

入所定員 50名（一般棟30名 認知症専門棟20名）
（療養室内訳） 個室4室、 2人部屋17室、 4人部屋3室

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 食事(食事は原則として食堂でお取りいただきます。)

朝食 8時00分～

昼食 12時00分～

おやつ 15時00分～

夕食 18時00分～

③ 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要するご利用者様には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に2回ご利用できます。ただし、ご利用者様の身体状態に応じて、清拭等になる場合があります。

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護(退所時の支援も行います)

⑥ 機能訓練(リハビリテーション・レクリエーション)

⑦ 相談援助サービス

⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑨ ご利用者様が選定する特別な食事（おやつ）の提供

⑧ 理美容サービス

⑨ 行政手続き代行(要介護認定代理申請等)

⑩ その他

※ これらのサービスのなかには、ご利用者様の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

- (1) 当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力いただき、ご利用者様の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

◎協力医療機関

北九州総合病院	北九州市小倉北区東城野町1-1	(093-921-0560)
健和会大手町病院	北九州市小倉北区大手町13-1	(093-592-5511)
水巻共立病院	遠賀郡水巻町吉田西4丁目2-1	(093-201-1394)
霧ヶ丘つだ病院	北九州市小倉北区霧ヶ丘3丁目9-20	(093-921-0438)

◎協力歯科医療機関

加藤歯科医院	北九州市小倉南区若園3丁目2-30	(093-921-2613)
--------	-------------------	----------------

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「緊急時の連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます

す。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設はご利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

① 面会について

＜面会時間＞10時00分～16時00分　＜面会簿＞1階事務所前

面会に来られたときは必ず面会簿に記入してください。

また、飲食物の持ち込みについては、必ず職員までお申し出ください。

※インフルエンザ等に感染しているときの面会はご遠慮ください。

② 外出・外泊について

外出・外泊を希望される場合は届出が必要です。事前にご連絡ください。外泊は一月に6日が限度です。外泊時に居室を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。減免対象者の方の外泊時費用算定時は通常の負担限度額でお支払して頂きます。

③ 飲酒・喫煙について

飲酒、喫煙は施設内禁止です。面会の方も、ご協力お願いします。

④ 禁止事項について

施設内での選挙運動・宗教活動・勧誘・販売行為は固くお断りいたします。ペットの持込みは固くお断りいたします。

⑤ 金銭・貴重品の管理

金銭・貴重品の持込みは原則禁止としております。もし所持される場合は、ご本人の責任で管理してください。やむをえない理由がある場合に限り、お預かりさせていただきます。その際は、同意書を提出してください。

⑥ 洗濯物について

入浴日の着替えのほか適時着替えをいたしますので、早めの補充交換をお願いします。洗濯方法は①持ち帰り、②業者委託（実費）の2通りがあります。

⑦ 入所中（外泊時等含む）の施設外での受診

介護老人保健施設には常勤医がいること、病状安定期の要介護者が入所する施設ということから、むやみに医療機関へ受診することは認められていません。

よくあるケースとして、外泊・外出時などの際に施設以外の医療機関で診察を受ける、薬をもらう、検査を受ける、処置を受ける等は原則としてできませんのでご了承下さい。やむを得ず受診しなければならない場合は、受診前に施設へ必ずご連絡下さい。

入所中に体調の変化があった場合は、当施設の医師が診察します。その結果、受診が必要になった場合、協力医療機関へ相談し、施設での治療が可能であれば入所を継続することになりますが、入院又は特別な通院治療が必要になった場合は、施設での入所が継続できない場合があります。

また、介護老人保健施設は積極的な治療を行うところではありませんので、希望されるお薬・湿布・目薬・軟膏などすべてを提供することはありません。入所前に服用されていたお薬は、かかりつけの医師からの情報提供に基づき、不要なものは整理し、その後、入所中の必要なお薬はすべて当施設が管理・提供いたします。

したがって、入所前に服用しているお薬などある場合は、重複防止の観点からすべてご提供いただくようお願い申し上げます。なお、市販のお薬を持込み使用する場合は、内容が特別注意を要するものでない限り特に制限するものではありませんので、ご相談のうえご用意ください。

5. 非常災害対策

当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

- ・非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画（BCP）を作成し、非常災害時の関係機関へ通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
- ・定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む）を行います。
- ・災害対策に関する担当者（防火管理者）
- ・防災設備 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・火災通報装置・非常放送設備・避難器具・誘導灯・防排煙設備・自家発電設備等
- ・防災訓練 年2回

6. 事故発生時の対応

- ・サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。
- ・施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ・当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。
- ・当施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- ・施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うよう努めます。

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご利用者様の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談

利用者及びご家族様からの相談または苦情等に対応する窓口を常設し、相談担当者を置いています。担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぎます。

また、施設内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

連絡先	電話（093）952-5581 FAX（093）952-5670
対応している時間	平日（月～土）8：45～17：30
担当者	施設長・事務長・施設ケアマネジャー・支援相談員

介護サービスの苦情・相談は、下記の各場所でも受け付けています。

苦情の窓口	電話番号
北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1丁目1号	093-582-2771
若松区保健福祉課・介護保険係 〒808-8510 北九州市若松区浜町1丁目1-1	093-761-5321<内線472>
門司区保険福祉課・介護保険係 〒801-8510 北九州市門司区清滝1丁目1-1	093-331-1881<内線472>
小倉北区保険福祉課・介護保険係 〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1-1	093-582-3433<直通>
小倉南区保険福祉課・介護保険係 〒802-8510 北九州市小倉南区若園5丁目1-2	093-951-4111<内線472>
八幡東区保険福祉課・介護保険係 〒805-8510 北九州市八幡東区中央1丁目1-1	093-671-0801<内線472>
八幡西区保険福祉課・介護保険係 〒806-8510 北九州市八幡西区筒井町15-1	093-642-1441<内線472>
戸畑区保険福祉課・介護保険係 〒804-8510 北九州市戸畑区筒千防1丁目1-1	093-871-1501<内線472>
福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険係・介護サービス相談係	092-642-7859

円滑かつ迅速に苦情情報を行うための処理体制・手順

- ① 苦情があった場合は、ただちに相談担当者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認します。
- ② 担当者等は、苦情内容、事実確認状況及び対応方針を管理者に報告するとともにその指示を受け速やかに相談事項の処理を行います。
- ③ 管理者が、必要があると判断した場合は、検討会議（管理者を長とし、医師、事務長、支援相談員、介護主任、介護支援専門員、以上で構成）を行います。
- ④ 検討の結果、必ず翌日までには具体的な対応を行います。
- ⑤ 苦情の内容によっては関係機関（県、市、広域連合、保健所・福祉事務所等）に報告を行います。
- ⑥ 必ず処理結果等を職員全員に対し朝礼等で報告するとともに、文書回覧等により具体的な内容の周知を図り、再発防止を促します。
- ⑦ 記録を台帳に保管し、研修会の際に活用するなど再発を防ぐために役立てます。

9. その他

- ・当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますのでご利用ください。
- ・高齢者の方には、心身の障害や老化に伴い様々な事故の危険性があります。転倒、転落、誤嚥などがその代表ですが、それらの事故は骨折や外傷、窒息や肺炎など場合によっては死亡に結びつく結果をもたらすこともあります。当施設では細やかな観察や工夫でそのような事故の発生防止に努めておりますが、専門的な介護施設とはいえ、ご利用者様皆様の全ての行為を管理・予測できるものではありませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。「入所時説明書」も併せてお読みください。

■入所料金表■（介護保険適用分：1割）

◆介護保険給付サービス費（1日につき）

施設サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	805円	855円	921円	975円	1,027円
個室	727円	774円	840円	896円	945円

◆各種加算

名称	金額	名称	金額
※夜勤職員配置加算	25円/日	初期加算（Ⅱ）	913円/30日
※協力医療機関連携加算（Ⅰ）	50円/月	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	23円/日
※科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60円/月	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	19円/日
※栄養マネジメント強化加算	11円/日	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円/日
※自立支援促進加算	304円/月	介護職員処遇改善加算（Ⅱイ）	月額8.6%
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円/月	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	487円/回
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13円/月	療養食加算	6円/回
排せつ支援加算（Ⅰ）	10円/月	認知症ケア加算	77円/日
排せつ支援加算（Ⅱ）	15円/月	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	244円/回
排せつ支援加算（Ⅲ）	20円/月	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	122円/回
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	111円/月	退所時情報提供加算（Ⅰ）	507円/回
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	53円/月	退所時情報提供加算（Ⅱ）	254円/回
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	33円/月	入退所前連携加算（Ⅰ）	609円/回
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	261円/回	入退所前連携加算（Ⅱ）	406円/回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	243円/回	試行的退所時指導加算	406円/回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	101円/回	外泊時費用	367円/回
		経口維持加算（Ⅰ）	406円/月

※1 介護給付費算定に係る体制等に関する届出に基づき設定するものです。

※2 北九州市の場合、厚生大臣の定める介護報酬一単位あたりの単価は、負担額に1000分の1014を乗じた額となります。

※3 ※2による計算方法により、実際の請求金額と多少異なる場合がございますので、ご了承下さい。

◆食費・居住費（1日につき）

	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食費	1,650円	1,420円	680円	390円	300円
居住費	多床室 600円	430円	430円	430円	0円
	個室 2,000円	1,470円	1,370円	550円	550円

◆1ヶ月あたりの目安（施設サービス費、上記※加算・食費・居住費・日用品）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	多床室	105,540円	107,090円	109,136円	110,810円	112,422円
	個室	146,522円	147,979円	150,025円	151,761円	153,280円
第3段階②	多床室	93,140円	94,690円	96,736円	98,410円	100,022円
	個室	122,962円	124,419円	126,465円	128,201円	129,720円
第3段階①	多床室	70,200円	71,750円	73,796円	75,470円	77,082円
	個室	96,922円	98,379円	100,425円	102,161円	103,680円
第2段階	多床室	61,210円	62,760円	64,806円	66,480円	68,092円
	個室	62,512円	63,969円	66,015円	67,751円	69,270円
第1段階	多床室	45,090円	46,640円	48,686円	50,360円	51,972円
	個室	59,722円	61,179円	63,225円	64,961円	66,480円

■入所料金表■（介護保険適用分：2割）

◆介護保険給付サービス費（1日につき）

施設サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	1,609円	1,710円	1,842円	1,949円	2,053円
個室	1,454円	1,548円	1,679円	1,791円	1,890円

◆各種加算

名称	金額	名称	金額
※夜勤職員配置加算	49円/日	初期加算（Ⅱ）	1,826円/30日
※協力医療機関連携加算（Ⅰ）	102円/月	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	45円/日
※科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	122円/月	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	37円/日
※栄養マネジメント強化加算	23円/日	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	12円/日
※自立支援促進加算	609円/月	介護職員処遇改善加算（Ⅱイ）	月額8.6%
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	6円/月	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	974円/回
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	27円/月	療養食加算	12円/回
排せつ支援加算（Ⅰ）	21円/月	認知症ケア加算	154円/日
排せつ支援加算（Ⅱ）	31円/月	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	487円/回
排せつ支援加算（Ⅲ）	41円/月	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	244円/回
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	223円/月	退所時情報提供加算（Ⅰ）	1,014円/回
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	108円/月	退所時情報提供加算（Ⅱ）	507円/回
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	67円/月	入退所前連携加算（Ⅰ）	1,217円/回
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	524円/回	入退所前連携加算（Ⅱ）	812円/回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	490円/回	試行的退所時指導加算	812円/回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	203円/回	外泊時費用	734円/回
		経口維持加算（Ⅰ）	812円/月

※1 介護給付費算定に係る体制等に関する届出に基づき設定するものです。

※2 北九州市の場合、厚生大臣の定める介護報酬一単位あたりの単価は、負担額に1000分の1014を乗じた額となります。

※3 ※2による計算方法により、実際の請求金額と多少異なる場合がございますので、ご了承下さい。

◆食費・居住費（1日につき）

第4段階	
食費	1,650円
居住費	多床室 600円
	個室 2,000円

◆1ヶ月あたりの目安（施設サービス費、上記※加算・食費・居住費・日用品）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	多床室	131,973円	135,104円	139,196円	142,513円	145,737円
	個室	170,568円	173,482円	177,543円	181,015円	184,084円

■入所料金表■（介護保険適用分：3割）

◆介護保険給付サービス費（1日につき）

施設サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	2,413円	2,565円	2,763円	2,924円	3,079円
個室	2,181円	2,321円	2,519円	2,686円	2,835円

◆各種加算

名称	金額	名称	金額
※夜勤職員配置加算	73円/日	初期加算（Ⅱ）	2,738円/30日
※協力医療機関連携加算（Ⅰ）	153円/月	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	67円/日
※科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	183円/月	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	55円/日
※栄養マネジメント強化加算	34円/日	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	18円/日
※自立支援促進加算	913円/月	介護職員処遇改善加算（Ⅱイ）	月額の8.6%
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	9円/月	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	1,461円/回
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	40円/月	療養食加算	18円/回
排せつ支援加算（Ⅰ）	31円/月	認知症ケア加算	231円/日
排せつ支援加算（Ⅱ）	46円/月	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	730円/回
排せつ支援加算（Ⅲ）	61円/月	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	365円/回
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	335円/月	退所時情報提供加算（Ⅰ）	1,521円/回
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	162円/月	退所時情報提供加算（Ⅱ）	761円/回
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	101円/月	入退所前連携加算（Ⅰ）	1,826円/回
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	785円/回	入退所前連携加算（Ⅱ）	1,217円/回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	730円/回	試行的退所時指導加算	1,217円/回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	305円/回	外泊時費用	1,101円/回
		経口維持加算（Ⅰ）	1,217円/月

※1 介護給付費算定に係る体制等に関する届出に基づき設定するものです。

※2 北九州市の場合、厚生大臣の定める介護報酬一単位あたりの単価は、負担額に1000分の1014を乗じた額となります。

※3 ※2による計算方法により、実際の請求金額と多少異なる場合がございますので、ご了承下さい。

◆食費・居住費（1日につき）

第4段階	
食費	1,650円
居住費	多床室 600円
	個室 2,000円

◆1ヶ月あたりの目安（施設サービス費、上記※加算・食費・居住費・日用品）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	多床室	158,403円	163,115円	169,253円	174,244円	179,049円
	個室	194,611円	198,951円	205,089円	210,266円	214,885円

◆その他費用

日用品代	日用品内容（教養娯楽費別途）			
300円	バスタオル 90円/1枚	フェイスタオル 60円/1枚	洗面コップ 150円/1個	歯ブラシ 150円/1本
	歯磨き粉 150円/1本	シャンプー 40円/1日	ボデーシャンプー 40円/1日	ビニール袋 5円/1枚
330円 上記に追加した場合	ポケットティッシュ 30円/1個			
	電池 単1) 70円/1個	電池 単2) 50円/1個	電池 単3) 50円/1個	電池 単4) 50円/1個

※商品価格は仕入れ値・仕入れ条件により多少変動することがありますので御了承下さい。

理美容代：2,000円（状態により300円追加させて頂くことがあります）	
テレビ使用料：100円／日	
健康管理費（インフルエンザ等予防接種費）：実費	文書料（簡単な証明書・医証等）：500円/部
診断書：規定の額（一般：3,000円、裁判所：6,000円、生命保険：7,000円）別途消費税がかかります	

◆お支払方法

◆月末締めのご請求書を、翌月10日に発行いたします。

◆お支払い方法は、口座振替（指定金融機関）にてお願いいたします。（口座振替日:毎月20日）

20日に引落できなかった場合は、施設窓口で現金支払いをお願いいたします。

（口座振替が開始になるまでの1～2ヶ月間は、施設窓口での現金支払いとなります。）

対象の金融機関口座をお持ちでない場合は、施設窓口での現金支払いとなります。（現金支払期限:毎月25日）

◆お支払い確認後、領収書を発行いたします。

◆入所時にご準備して頂くもの ※衣類は洗濯可能なもの（ウール等縮むものは不可）

◆上着・ズボン（各5枚程度）【動き易く伸縮性に富んだもの（ジャージ、スウェットスーツ等）】

◆羽織もの（2枚）（カーディガン・ベスト等）

◆下着、靴下（各7枚以上）

◆履物（1足と予備1足）【履きなれた靴（介護靴が望ましい）】

◆クッション（2枚）【椅子、車椅子に敷く用（低反発が望ましい）】

◆コップ（1つ）【できればプラスチックでフタ付きのもの】

◆箱ティッシュ（5箱）

・パジャマ（ご自身で更衣できる方）

・電気カミソリ（男性の方）

・義歯ケース、義歯洗浄剤（義歯を使用している方）

・現在飲まれている薬（入所前に2週間分ほど ご用意ください）

【介護保険】 介護保険証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証（お持ちの方）

【医療保険】 健康保険証、身障者手帳（お持ちの方）

【印 鑑】 入所者様、ご家族様

◆持参される物には、すべてお名前をご記入ください。（当日着用されている衣類にもお願いします）

◆金銭や貴重品(指輪・腕時計・ネックレスなど)は控えていただきますようお願いします。

◆刃物類の持ち込みは禁止です。

◆タオル類、洗面用品類、入浴用品類・オムツ類は施設でご用意します。

◆ご利用初日の来所の際は持参されたお荷物をチェックさせていただきます。

介護保険負担限度額認定 【施設入所者の居住費・食費】 1日につき

利用者 負担段階	対象者		負担限度額（日額）		
第 1 段階	・ 市民税世帯非課税（別世帯の配偶者を含む） で老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者 ・ 境界層該当者	預貯金等の 資産が単身で 1,000万円 以下、 夫婦で 2,000万円 以下	居住費	個室	550円
				多床室	—
			食費		300円
第 2 段階	・ 市民税世帯非課税であって（別世帯の配偶者を含む） で【課税年金収入額+非課税年金（遺族年金と 障害年金）収入額+合計所得金額】が <u>年間82.65万円以下の方</u> ・ 境界層該当者	預貯金等の 資産が単身で 650万円 以下、 夫婦で 1,650万円 以下	居住費	個室	550円
				多床室	430円
			食費		390円
第 3 段階 ①	・ 市民税世帯非課税であって（別世帯の配偶者を含む） で【課税年金収入額+非課税年金（遺族年金と 障害年金）収入額+合計所得金額】が <u>年間82.65万円超120万以下の方</u> ・ 境界層該当者	預貯金等の 資産が単身で 550万円 以下、 夫婦で 1,550万円 以下	居住費	個室	1,370円
				多床室	430円
			食費		680円
第 3 段階 ②	・ 市民税世帯非課税であって（別世帯の配偶者を含む） で【課税年金収入額+非課税年金（遺族年金と 障害年金）収入額+合計所得金額】が <u>年間120万円超の方</u> ・ 境界層該当者	預貯金等の 資産が単身で 500万円 以下、 夫婦で 1,500万円 以下	居住費	個室	1,470円
				多床室	430円
			食費		1,420円
第 4 段階	・ 上記以外の方		居住費	個室	2,000円
				多床室	600円
			食費		1,650円

※ 当施設では常勤の管理栄養士により、食事が管理されています。

※ 当施設では適時（朝食8:00、昼食12:00、夕食18:00）適温（保温食器による）給食を行っています。

※ 当施設では、第6次改訂日本人の栄養所要量に基づいた食事の提供を行っています。